|  |
| --- |
| **サークルの会則** |

|  |
| --- |
| ○○サークル 会則（名称）第1条　本会は、○○サークルと称する。（事務所）第2条　本会の事務所は○○とする。（目的）第3条　本会は、○○の向上に努めることを目的とし、令和○年○月○日設立する。（事業）第4条　本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を実施する。（１）○○管理（２）○○事業（３）○○を行う（役員）第5条　本会は、次の役員を置き、任期は○年で、再選は妨げない。（１）会長　　○名（２）副会長　○名（３）会計　　○名（役員の職務）第6条（１）会長は、本会を代表しその事業を総括する。（２）副会長は会長を補佐し、運営にあたる。（３）会計は、会費の徴収、その他事業にかかわる財産を管理する。（会議）第7条（１）総会：本会の総会は、年に１回開催するものとする。（２）臨時総会：必要があるときは臨時に総会を開催できるものとする。（３）総会は、会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。（４）総会は、下記の事項について審議し議決する。 1.　事業計画、事業報告 2.　予算、収支決算 3.　役員の選任または解任 4.　会則の変更 5.　解散 6.　その他重要事項（会費）第8条　会員は1人年額○円を、○月○日までに本会が指定した方法により納入するものとする。（退会）第9条　会員は、退会○ヶ月前に、退会届を会長に提出し退会することができる。附則この会則は、令和○年○月○日から施行する。 |